破産手続廃止及び免責許可決定

平成２５年（フ）第３号
岐阜県下呂市萩原町羽根2677番地７
破産者　小林　弘一
1　決定年月日　平成27年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２７年（フ）第３５号
大阪府泉佐野市湊４丁目５番40号
破産者　宮脇　稔治
1　決定年月日　平成27年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２６年（フ）第９９３号
埼玉県蓮田市御前橋２丁目２番３号
破産者　新道　　勇
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１２９５号
埼玉県桶川市泉１丁目８番34号
破産者　加納　秀治
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第１３３６号
埼玉県新座市栄２丁目５番２号
破産者　長野　　仁
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２７年（フ）第５７号
さいたま市大宮区三橋１丁目1339番地　401
破産者　福田富貴雄
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２８２号
埼玉県東松山市松葉町２丁目５番15号
破産者　山下　義博
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２７年（フ）第１１号
埼玉県熊谷市原島1217番地15
破産者　横井　　清
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２５年（フ）第２２７７号
愛知県長久手市岩作長**蔵**122番地　サンフラワーハイツＡ－101
破産者　塚本　和章
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２８２号
愛知県あま市新居屋清明48番地１　メゾン・ド・ジボアール301号、従前の住所愛知県海部郡大治町大字東條字高松33番地
破産者　園芸のかわのこと　川野　康輔
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８６６号
愛知県小牧市城山１丁目５番地１　サンハイツ中央台Ｉ棟602号
破産者　坂倉　茂樹
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１８９３号
愛知県東海市富木島町植ノ口13番地の１
破産者　宮本　由男
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１３５号
名古屋市北区水草町２丁目60番地の２　水草団地６棟704号
破産者　大野　克之
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１３８号
名古屋市南区元柴田東町２丁目30番地　ファミール柴田Ｅ棟109号、従前の住所名古屋市南区豊田５丁目15番30号　忠道マンションＡ棟506号
破産者　市川　光明
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２１７９号
名古屋市中川区長良町３丁目117番地　ハイツなが秀１－２
破産者　三輪　浩一
1　決定年月日　平成27年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第６９号
富山県射水市庄川本町12番１号
破産者　関口　雄一
1　決定年月日　平成27年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第１０５号
富山県高岡市京町12番２号、前住所富山県高岡市大坪町１丁目４番18号
破産者　池田希衣子（旧姓新井）
1　決定年月日　平成27年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（フ）第２３１号
長野県松本市波田8079番地１　モンブランハイツ203号室
破産者　宮沢　文康
1　決定年月日　平成27年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部